

応募ガイドライン

1. 子どもの居場所づくり応援事業

本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の中、こども食堂等子どもの居場所を運営する団体及びネットワーク活動・中間支援を行う団体を対象に、子どもの居場所づくりにおけるインフラ整備のための助成を行います。

特にコロナ禍において、生活を支える「食」の確保が優先課題となる中、開催中止を余儀なくされ、利用者負担金が無いままに、自主的に代替となる活動を続けている団体が多くあります。

子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることを目的としています。

コロナ禍においても、将来の担い手である子どもたちの健やかな育ちを食を通じた居場所の活動により支えていくために、本事業を通して、インフラ整備を行うとともに、新たな資源を地域の多様な機関と共有する発想のもと、新しい支援の広がりが生まれることを期待しています。

| プロジェクト実施期間

事業実施期間：1年間

【採択予定実行団体数】10団体程度

【助成総額】4,200万円（予定）

【1団体あたりの最大助成額】500万円

【公募期間】

2020年8月6日（木）～2020年9月4日（金）

※本公募で助成枠が埋まらない場合については、追加公募を2020年12月頃に予定。

2. 募集の内容

| 助成対象事業

以下、1) 2) 3)をすべて実施する事業（取組み）が対象になります。

- 1) 共同冷蔵（冷凍）庫等の設置・活用、運搬車両の購入・手配、食品庫（保管庫）の整備など、複数団体が地域でストックし、食の確保をできるようになるための活動
- 2) 他団体に対する寄付食品や物品の斡旋（マッチングのための数量調整、配送・運搬手配合む）。
- 3) 資金分配団体が窓口となった食品や物品のマッチング、食品支援企業や提供先こども食堂等居場所のデータ共有を図る等、資金分配団体との連携

設置した冷蔵（冷凍）設備を実行団体が地域の他の活動団体と協働的に活用することが条件となります。



(申請事業例)

実行団体が業務用冷蔵庫・ストッカー等を購入し、常設型子どもの居場所5か所に設置・貸与する。5か所の冷凍冷蔵庫が近隣団体とシェアする仕組みづくりを行う。

2-1. 助成の対象となるプロジェクト期間

2020年10月（※契約締結後）から1年間

2-2. 応募団体の要件

実行団体として助成の対象となる団体は原則、以下のとおりです。法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。(公募要領「3.申請資格要件(p.2)」参照)

ただし、以下の場合には助成の対象となりません。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- (7) 資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- (8) 同一の事業テーマで同時期に複数の資金分配団体に申請した団体。

2-3. 助成対象経費について

活動を実施するために必要となる以下の経費を対象とします。

- ・冷凍冷蔵設備購入費、設置工事費
- ・冷凍冷蔵設備に必要な衛生管理商品など備品購入費
- ・その他、対象事業を実施するのに必要な経費

2-4. 助成金額

①助成総額予定： 4,200 万円程度

②1 団体あたり 上限 500 万円

※助成金の支払いは 6 か月ごとの概算払いです。

③助成対象期間：2020 年 10 月（※契約締結後）から 1 年間

最終の精算報告は事業終了後 1 ヶ月以内とします。

3. 応募方法および提出書類

当法人所定の助成申請様式に必要事項を記入のうえ、以下の関係書類を添付し、下記方法でご提出ください。申請書は、当法人ホームページよりダウンロードしてください。

	提出方法	提出媒体	提出先
＜申請書類＞ 様式 1 ～ 7 団体情報に関する書類 規程類	郵送	データ (DVD 又は USB に保存)	〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21 一般社団法人食支援活動協力会
決算報告書類 その他の参考資料		該当書類を印刷	

- ・捺印のある書面は、その印影が確認できる写しファイル・画像等のデータをお送りください。
- ・データで提出するファイル名は、「(様式○) ～～」と下記表と同じタイトルをつけてください。

▶提出書類

申請書類一式(様式 1～7)の提出に添えて、下の添付書類を提出してください。(公募要項 p.3～4 参照。)

- (様式 1) 助成申請書

※ 別紙 1. 欠格事由に関する誓約書、別紙 2. 業務に関する確認書、別紙 3. 情報公開同意書、別紙 4. 申請に関する誓約書を含みます。

- (様式 2) 団体情報
- (様式 3) 事業計画書(エクセル・PPT)
- (様式 4) 資金計画書
- (様式 5) 規程類確認書

※ 本確認書に例示されている規程類の整備状況については申請団体のホームページ閲覧等により当団体で確認を行います。必要に応じて照会を行うことがありますのでご注意ください。

- (様式 6) 役員名簿
- (様式 7) 申請書類チェックリスト
- 定款 (必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。)
- 前年度の貸借対照表
- 前年度の損益計算書 (活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)
- 見積書・・・資金計画書に記載のある項目 (導入備品・機器設定費等の作業内容等) の

積算根拠が分かる見積書。（※見積書には、原則、見積もり業者の社印もしくは担当者印が押印されていること）

4. 選考方法及び結果の通知と公表

(1) 選定配慮事項と優先選定 以下の選定基準に基づき公募による選定を行います。

ガバナンス・コンプライアンス	事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか
事業の妥当性	事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われており、事業対象グループ、事業設計、事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が解決したい課題に対して妥当であるか
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か
継続性	助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ発展性が期待できるか
先駆性（革新性）	社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか
連携と対話	多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか

(2)また、以下①～④の事項にも配慮し選定します。

- ① 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていない事業の中から助成対象事業を選定します。
- ② 他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について助成等を受けることは可能とします。
- ③ 既存の団体が実行団体となるべく申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該団体への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。
- ④ 社会的成果の最大化の観点を重視します。また、社会の諸課題やそれを解決するための手法の多様性に対応できるようにしていく観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。

(3) その他の留意事項

- ①申請書類の作成等指定までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

- ②選定委員会にて審議において、電話やメールによる確認を行う場合があります。
- ③資金分配団体は審査の結果、実行団体に指定されなかったことに関して一切の責任を負いません。

【結果の通知】 2020年9月下旬を予定

【情報の公開】

実行団体の公募に申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）を、募集終了時に当法人のホームページに掲載します。助成が決定した実行団体・申請事業の名称、事業計画（収支含む）の概要、助成金額も当法人のホームページに掲載しますので、この点をご了解の上、お申込みください。

5. 助成金決定後の流れ

【内定団体向け事前説明会】

助成が決定した団体は、当会が東京で主催する事前説明会への参加をお願いします。

開催予定日：2020年9月下旬（オンラインでの開催を予定）

【契約書の締結】 2020年10月初旬

【助成金の交付】

契約締結後20日を目途に振り込みいたします。

6. 活動報告

助成が決定した団体は、月次収支報告書、オンラインフォームでの活動状況報告のほか、助成期間開始時期および期間終了時に、評価計画書（※）に基づく自己評価（事前・事後評価）が必須となります。

現地視察、助成事業活動報告会の開催を予定しており、ご協力をお願いする場合があります。
※評価計画書は、採択後当会のプログラム・オフィサー（PO）と一緒に作成します。評価の詳細については、資料「新型コロナウイルス対応緊急支援助成 評価の実施について」をご確認ください。

https://www.janpia.or.jp/koubo/2020/download/corona/koubo_corona_summary02.pdf

【申請書送付先・問い合わせ先】

一般社団法人 全国食支援活動協力会

住所：〒158-0098 東京都世田谷区上用賀 6-19-21

電話番号：03-5426-2547（受付：平日 月～金、10 時～17 時）

FAX 番号：03-5426-2548

E-mail：saposen@mow.jp

Web：<http://www.mow.jp> 担当：平野、大池（PO）、斉藤（PO）